

## 夜間小児初期救急受入体制整備事業補助金交付要綱

### （趣 旨）

第1条 県は、夜間における地域の小児の初期救急医療体制を確保するため、夜間小児初期救急受入体制整備事業を実施する医療機関（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### （補助対象事業）

第2条 この補助金の交付の対象となる事業は、「夜間小児初期救急受入体制整備事業実施要綱」に基づき、補助事業者が行う事業とする。

### （交付額の算定方法）

第3条 この補助金の交付額は、次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、この額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

| 1 基準額                                                                                 | 2 対象経費                                                                                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 当番当たり<br>60,930 円×診療日数<br><br>※診療日数について、22 時から翌 8 時までの夜間小児初期救急受入体制整備事業の実施で1 診療日とする。 | 夜間小児初期救急受入体制整備事業の運営に必要な次に掲げる経費<br><br>1 給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利等）<br><br>2 報償費（医師雇上謝金） |

(交付の条件)

第4条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更は除く。）をする場合には知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更は除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明かにした様式第5号による調書を作成し、これを事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

- (6) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、第6号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事へ報告しなければならない。

なお、事業を実施するものが全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

- (7) 補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受

けてはならない。

（申請書の様式等）

第5条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は毎会計年度定め、補助金の交付の申請をしようとするものに対して通知するものとする。

（記載事項）

第6条 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

2 規則第4条第2項第5号に規定する知事の定める事項は、次のとおりとする。

（1）当該事業に係る歳入歳出予算書抄本（当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。）

（2）その他参考となる資料

（交付決定通知書の様式）

第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

（補助金の支払い）

第8条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した後、補助事業者が提出する請求書に基づいて支払いを行う。

ただし、知事は、必要があると認めるときは、予算額の範囲内において概算払をすることができるものとする。

（状況報告）

第9条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

（実績報告書の様式等）

第10条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第3号のとおりとし、その提出期限は、事業完了後（第4条第1項第3号により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理後）30日以内又は補助金申請日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

（確定通知書の様式）

第11条 規則第14条の確定通知書の様式は、様式第4号のとおりとする。

(補助金の返還)

第 12 条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその金額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還を命ずるものとする。

(立入検査)

第 13 条 知事は、必要があるときは、補助事業者に対して報告させ、調査若しくは検査に立ち会わせ、又は職員にその事務所、事業場等に立ち入らせ帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(暴力団排除に関する誓約)

第 14 条 補助事業者は、別添記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

2 知事は、補助事業者が同意した前項の誓約事項が虚偽であり、又はこの誓約に反したことが判明した場合、当該補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(その他)

第 15 条 この交付要綱に定める補助事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年厚生省・労働省令第 6 号）の適用がある。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

別添

## 暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

### 記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成 23 年埼玉県条例第 39 号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が(1)から(4)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、(1)から(4)までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（(5)に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。